

研修生とは・・・

研修生か？労働者か？

最近、研修生(実習生)の業務上、通勤途上のケガや病気に対し労災が認められないケースがあります。

一方、研修生に賃金を支払うよう労基署の命令もあります。

これは、研修生が事業所に対し、労務を提供すれば研修ではないし、労働者として雇用契約が成立し、当然に賃金を支払うべきで、労災保険や各種保険の対象となります。

また、研修生であれば、労務の提供はなく、労働者ではないので賃金の支払いはありません。一定の現金の支給は「研修手当」となります。従って、労災保険の適用もないということです。しかしながら、事業主は研修生に対する安全配慮義務は生じ損害賠償の対象となります。

いずれにしても、研修の期間はどうか。研修生であり、研修に基づくカリキュラムがあって、現場で技能実習をしているのか、事業所に労働を提供している労働者なのか、実態に沿ってすみ分けをする必要があります。

注 意

賃金の支払いがない場合

研 修 生 ・ ・ ・ 労災保険は適用されない
 民間の保険に加入する必要がある

賃金の支払いがある場合

勞 働 者 ・ ・ ・ 労災保険の対象となる